

『愛知大学教職課程研究年報』編集方針

1. 編集の基本方針

- (1) 教員養成・教師教育・教職課程等に関する研究成果を報告・公表する目的で『愛知大学教職課程研究年報』を発行する。
- (2) あわせて『愛知大学教職課程研究年報』には、愛知大学教職課程センターの年報的性格を持たせる。
- (3) 『愛知大学教職課程研究年報』の発行は、原則年1回とする。

2. 『愛知大学教職課程研究年報』の内容

- (1) 『愛知大学教職課程研究年報』は、主として次の内容をもって構成する。詳細については編集委員会で決定する。
 - ① 教員養成・教師教育・教職課程及び教職課程専任教員並びに特任教員の専攻分野に関わる「研究論文」。
 - ② 授業実践の報告等、教職課程に関する論考を扱う「実践研究」。
 - ③ 愛知大学教職課程センターの年間事業報告。
 - ④ その他、教員養成・教師教育・教職課程に関する論考、資料。

3. 投稿資格

- (1) 投稿資格を有する者は、次の通りとする。
 - ① 愛知大学（以下、本学）教職課程専任教

員及び特任教員。

- ② 本学教職課程の「教職に関する科目」を担当する専任教員、特任教員及び非常勤教員。
 - ③ 教員養成・教師教育・教職課程に強い関心を持つ本学専任教員及び特任教員。
- (2) 前項の投稿資格者を第一著者とする場合のみ、投稿資格者以外との共同執筆を認める。
 - (3) その他、編集委員会は必要に応じて原稿を依頼することができる。

4. 原稿の募集および掲載

- (1) 原稿は、発行期日との関係で年1回の定期的な締め切り日を設ける。締め切り日については編集委員会で決定する。
- (2) 投稿原稿は、原則として未発表のものとする。
- (3) 投稿原稿は、「研究論文」、「実践研究」を受け付ける。
- (4) 投稿原稿の掲載の可否は、編集委員会の合議によって決める。結果は編集委員会から投稿者に通知する。
- (5) 掲載は、原則として1年度につき一人3件を上限とする。

5. 著作権と電子データの公開

- (1) 掲載が決定した論文の著作権は、原則として『愛知大学教職課程研究年報』編集委

員会に属する。ただし、執筆内容が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

- (2) 研究論文・実践研究は電子データ化し Web 上に掲載し公開する。詳細は編集委員会において協議する。

6. 編集委員会

- (1) 編集委員会は、教職課程センター運営委員会をもって構成する。

- (2) 原稿の送付先等は、本学名古屋教務課気付とする。

7. その他

- (1) 教職課程センターの学外との連携重視、現職教員への研修機会の提供という基本的趣旨に合わせて、投稿資格を有する者に本学出身の教育関係職従事者を加えることについて検討する。

『愛知大学教職課程研究年報』投稿・執筆要領

1. 原稿執筆について

- (1) 原稿はワープロを使用して作成し、A4版、横書き、40字×30行の書式設定で作成する。
- (2) 「研究論文」および「実践研究」は上記書式設定で上限17枚以内（注記、引用文献、参考文献、図表を含む、以下同じ）におさめる。ただし、編集委員会において認める場合はこの限りではない。
- (3) 表題、副題（副題は必要に応じて）は、執筆者がつける。表題については英語表記をつける。
- (4) 原稿は、1ページ目1行目から、表題、副題、氏名（所属・職名）の順に記載し、1行（副題がない場合は2行）あけて5行目から本文を記載する。
- (5) 注記、引用文献、参考文献は、一括して、本文の後に注記番号順に列挙する。本文中の注の形式は「……………⁽¹⁾」（注番号を右肩に付する）とする。

- (6) 図（写真を含む）、表があるときは、注記、引用文献、参考文献のあとに図表番号を付して、それぞれの題名を添えて記載する。プリントアウトした本文原稿には図表の挿入箇所を朱で指示する。

2. 投稿について

- (1) 原稿には氏名、所属（職名その他を含む）、投稿原稿の種別（「研究論文」もしくは「実践研究」）および連絡先を明記したページを添えて、編集委員会宛てに送付する。
- (2) 投稿原稿は2部（コピー可）送付するものとする（手元にコピーを保存すること）。原稿は原則として返却しない。
- (3) 投稿原稿には、ワープロで作成した電子データ（Microsoft Wordまたはテキスト形式とする）を添える。電子データには、投稿原稿と同じタイトルを付して、プリントアウトした原稿と共に送付する。